

## 介護医療院の開設許可に係る事務手続フロー

	開設予定者	市町村	県	期間の目安 ※施設の状況等により変動します。
<b>1 市町村との協議</b> ・計画との整合性 ・土地利用関係の確認 (都市計画・農地転用等) ・補助金・交付金の利用	○	○	※併せて、医療法、医療法人関係、転換元の施設が補助金等を受けている場合の手続きを関係機関に行う。 (手続きにより、数カ月かかる場合があります。)	↑ 1 カ月 ↓ ※補助金・交付金を利用する場合を除く。
<b>2 県との事前協議</b> 申請書の様式・添付書類により協議 ・人員基準の適合 ・施設・設備基準の適合	○		○	↑ 1 カ月 ↓
※着工				
<b>3 本申請</b> ・不備・変更等修正のうえ、申請・受理	○		○	↑ 2 カ月 ↓ ※開設予定前々月15日までに許可申請
<b>4 市町村への意見照会</b>		○	○	↓ ※現地確認は、開設予定1～2週間前までに実施
		○	○	
		○	○	
<b>5 現地確認</b>	○		○	
<b>6 許可</b>	○		○	